

主なコメントの概要とそれらに対する対応（案）

- 以下は、主なコメントの概要です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
範囲		
2 項 6 項	<p>2 項及び 6 項に、「連結財務諸表を作成していないが、個別財務諸表において一定の特別目的会社に係る注記を行うこととなる場合には、本適用指針による。」（下線は、当法人が挿入。）等の記載がある。今後の財務諸表等規則の改正を見越した表現と思量するが、これまでの適用指針の表現にならって「注記を行う場合には」等のように表現してはどうか。</p>	検討する。
	<p>1 項の「目的」では、連結開示の一つとして本公開草案を位置付けているが、2 項では「個別財務諸表において一定の特別目的会社に係る注記を行うこととなる場合」にも適用されるとしているものの、注記を必要とした場合の趣旨や連結財務諸表の注記に含めることはできないため、どの注記に含めるのかに関しては明確な記載がない。5 項の経緯に記載されているように、近時の SPE に絡んだ事件を踏まえて利害関係者の判断を誤らせないように開示を充実するという趣旨からみると、個別のみの開示会社においても同等な開示が必要であるとの認識には賛成であるが、連結上の注記を拡大することで対応するとのスタンスだけでは上記のような点が説明できないものと考えられる。このため、個別財務諸表のみを作成している会社の場合、注記を行う趣旨を明確にすべきと考えられる。</p>	検討する。
開示		
3 項	<p>開示対象特別目的会社に係る開示項目は、連結財務諸表の注記事項としてではなく、連結財務諸表外の情報として開示することも検討する必要がある。</p> <p>これは、開示対象特別目的会社に対する開示項目の記載範囲が曖昧であること、また、開示対象特別目的会社は子会社ではないため、開示に必要な金額を正確な会計データとして入手できないことが懸念されることによる。開示対象特別目的会社に係る情報を開示することの有用性は認められるものの、連結財務諸表の注記事項の一つとするためには、開示対象特別目的会社を連結子会社と同様に扱う必要がある。仮に、概算的な情報でよいとするならば、開示する箇所を例えば、重要な連結子会社の財務情報等を開示している有価証券報告書の「関係会社の状況」において、重要な開示対象特別目的会社に係る情報と</p>	<p>については、「該当する」としてはどうか。 については、経過措置等で対応することでどうか。</p>

審議事項（ 8 ）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）																
	<p>して開示することも考えられる。</p> <p>なお、開示対象特別目的会社に係る情報が財務諸表の注記事項とされた場合には、当該注記は当然監査対象になると想定されるが、開示に必要な情報は入手できたとしても、開示対象特別目的会社は子会社ではないため、必要かつ十分な監査証拠を入手することができず、監査意見の限定又は意見の不表明となる可能性があり、実務的な混乱をきたすことが懸念される。</p>																	
<p>3 項 関連会社の 場合</p>	<p>3項では、開示対象特別目的会社の範囲に関連会社とされているものを含むとしているが、開示対象会社の注記内容は相当詳細な内容となっているため、関連会社の場合に注記可能な情報が得られないことが想定されるため、この場合には、注記内容の簡略化を認めるべきである。</p> <p>連結の範囲の観点からみると、SPE に関しては以下のように分類される。</p> <table border="1" data-bbox="468 624 1520 788"> <thead> <tr> <th></th> <th>連結対象</th> <th>持分法対象</th> <th>連結持分法いずれも非適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子会社</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>重要性ない場合</td> </tr> <tr> <td>関連会社</td> <td>-</td> <td>C</td> <td>重要性ない場合</td> </tr> <tr> <td>いずれも該当せず</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、連結対象又は持分法適用の子会社（表の A 及び B）については、注記の対象から除外されている一方、持分法適用対象となる関連会社（表の C）については 7 項にあるように開示対象とされている。また、8 項において「連結の範囲に係る重要性が乏しいものと同程度のものは、重要性が乏しいものとして注記が省略できる。」とされていることから、関連会社に該当する場合上記(C)には持分法適用されている会社が開示対象となる。しかし、現状の開示項目のような詳細な開示を前提とすると、A に関しても要求していないような情報を C にまで要求することは、開示レベルの整合性を欠き、B とのバランス上も問題ではないかと考えられる。あくまで表の D に該当する会社で重要性のある場合に注記を要するものと限定してはどうかと考える。</p>		連結対象	持分法対象	連結持分法いずれも非適用	子会社	A	B	重要性ない場合	関連会社	-	C	重要性ない場合	いずれも該当せず	-	-	D	<p>ここでは、関連会社にもなっていない開示対象特別目的会社も対象であり、これよりも重要な影響力を及ぼすことができる関連会社の場合に、注記可能な情報が得られないことは想定されないし、バランスが取れていないことはないと考えられる。</p> <p>なお、9 項の図の(3)に該当する場合における関連会社は、開示対象特別目的会社には該当しない。また、持分法の適用範囲に係る重要性が乏しいものと同程度のものは開示の対象とはならない。</p>
	連結対象	持分法対象	連結持分法いずれも非適用															
子会社	A	B	重要性ない場合															
関連会社	-	C	重要性ない場合															
いずれも該当せず	-	-	D															
<p>3 項 注記内容</p>	<p>3 項で注記が求められている事項は非常に詳細な内容であり、連結されている会社以上の情報が含まれている（将来における損失負担の可能性など）。このため、現行の連結会計制度との不整合が生じており、注記の内容を限定すべきである。</p>	<p>財務諸表に計上されていない場合の開示であるため、計上されている以上の情報が含まれることとなることはやむをえないと考えられる。</p>																

審議事項（ 8 ）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
3 項(2) 取引金額等 の開示	<p>「開示対象特別目的会社との取引金額等」で開示が求められる項目が多岐に渡っており開示負担が極めて大きい。よって、預貸金等貸借対照表項目のみの取引金額を開示する等の対応を許容いただきたい。</p> <p>草案では、当期に行った主な取引金額を開示することとされているが、開示対象特別目的会社を用いることによる企業集団の財政状態及び経営成績の変動の理解に資する趣旨（10 項）からすれば、現存する開示対象特別目的会社との取引のうち、過年度分も開示対象とすることを検討してはどうか。</p> <p>SPE によっては、出資とは別の契約に基づき信託報酬・仲介手数料等を収受する可能性がある。このような場合、SPE から収受するこれらの手数料は開示対象となる取引となるのか確認したい。</p>	<p>損益項目についても、（草案のとおり）重要な当期の損益を開示してはどうか。</p> <p>開示対象特別目的会社に該当している場合、主な当期の損益計上額は対象となる。</p>
3 項 開示対象特別目的会社の直近の財政状態の開示	<p>開示対象特別目的会社の直近の財政状態の開示（資産総額や負債総額など）は、多数のオリジネーターとするマルチセラー型の ABCP/ABL プログラムにおいて資産の譲渡対象となる SPC（譲渡人以外の第三者が出資し、譲渡人が信用枠及び流動性枠を供与していないものに限る）が仮に開示対象特別目的会社と判断された場合においても、オリジネーターの財務諸表において特段の注記は不要と考える。また、注記が必要な場合においても、注記内容において、開示対象特別目的会社の財務状況の記載は、不要とし、開示対象特別目的会社の概要の記載にとどめるようにしていただきたい。</p>	<p>このようなケースで開示対象特別目的会社と判断されることは少ないと考えられるが、そのように判断された場合には、他と同様の開示が必要となると考えられる。</p>
3 項(2)	<p>「連結決算日との差異にかかわらず、直近に行われた開示対象特別目的会社の正規の決算に基づく金額を単純合算して開示することができる」との記載があるが、いくつかの特別目的会社では、会社法に基づく年間 1 回の決算しか行われていないため、例えば、連結財務諸表作成会社が9月中間決算に係る開示を作成する際に、開示対象特別目的会社の10月本決算の計数が時期的に利用不可能な場合には、前年度の決算計数を利用するという理解でよいか確認したい。また、連結決算日と開示対象特別目的会社の正規の決算との関係については、本適用指針において明記されるべきと考える。</p> <p>「直近に行われた正規の決算に基づく数値を単純合算して開示することができる。」とされており、注記金額等を作成する際に直近の財務諸表を利用することを認める容認規定が設けられているが、これは親会社の決算日との差異が三ヶ月を超える場合には仮決算を行うのが原則であることを示唆しており、本適用指針では、どのような場合に容認規定を採用してよいのかについては不明確である。</p>	<p>3 項(2) 記載のとおり、9 月決算に係る開示を作成する際、開示対象特別目的会社の前年 10 月決算の金額を用いることができると考えられる。</p> <p>原則一致が望ましいが、連結の対象ではないため簡便的な方法を認めている。なお、ここでは決算日との差異が三ヶ月を超える場合に仮決算を行うのが原則であることを示唆しているわけではない。</p>

審議事項（ 8 ）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
3 項(2)	<p>資産の譲渡取引を金融取引として処理している場合には、取引金額等を開示する必要はないとされている。この場合、担保資産及びその対応債務が注記されるため、開示不要としたものと思料するが、開示対象特別目的会社を用いることによる企業集団の財政状態及び経営成績の変動の理解に資する趣旨（10 項）からすれば、この場合であっても取引金額等を開示したほうがよい。</p>	<p>3 項(2) に記載のとおり、これは負債の二重開示を避けるためであり、また、概要等については開示することとしている。</p>
3 項 なお書き	<p>集約の方法について、「類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して」の記載があるが、取引の概要及び SPE の概要の注記を要求することを前提とすれば、同一のスキームを使用した取引のみの集約に限定すべきである。注記の記載の検討に当たっては、開示対象目的会社の集約方法は実務的に重要な検討項目と思われる。集約単位が過度に大きくなることにより適切な開示が行われなくなる可能性があると考えられる。</p> <p>3 項のなお書きでは、開示対象特別目的会社に関する注記は、「類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して、概括的に記載するものとする。」と記載されているが、具体的にどのように集約すべきか明確にすべきである。すなわち、「類似の取引形態や対象資産等ごとに」とはどのような基準で判断すべきか非常に曖昧である。集約のやり方如何では、開示した内容の有用性にバラつきが発生することも考えられ、また、注記を行う重要性の判断は、集約された単位ごとに行うとされていることから、開示対象となる範囲も恣意性が入る可能性がある。したがって、集約する基準についてより具体的な基準を明示する必要がある。</p> <p>金融機関が顧客資産の流動化を業務として行っている SPC が開示対象となる場合、「類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して、概括的に記載」する例として、対象資産ごとの切り分けと計数集計には限界があるため、例えば「自社債権」と「顧客の債権」の流動化の 2 つに切り分ける等、実務に耐え得る形式を許容いただきたい。</p>	<p>5 項記載のとおり、SPE を利用した取引は複雑化・多様化しており、ここでは当面の対応として、一定の開示を行うこととしている。このため、より具体的な規準は示していないが、開示例は、実務の参考になると考えられる。</p>
7 項 なお書き	<p>「本適用指針では、開示対象特別目的会社に関する新たな開示を行うこととしているが、このことは、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社の範囲について影響を及ぼすものではない。」と記載されている。しかし、子会社の基準を策定するに際しては、充分かつ適切な開示を行うことができるか否かという要素を加味して頂きたい。例えば、開示対象特別目的会社が継続開示会社である場合には、その有価証券届出書及び有価証券報告書により、会社の利害関係者が企業集団の状況を判断するに当たって、開示対象特別目的会社も含めた詳細な検討が可能である。従って、「企業集団の状況に関す</p>	<p>5 項に記載のとおり、SPE の連結については、今後検討する。</p>

審議事項（ 8 ）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>る利害関係者の判断を誤らせるおそれ」も極めて少ないと考えられるからである。</p> <p>また、資産流動化法上の特定目的会社（TMK）に関しては、資産流動化法により業務開始時に内閣総理大臣に対して業務開始届出書及び資産流動化計画の提出が義務付けられており、その後も内閣総理大臣による立入検査、違法行為の是正命令、業務停止命令等が規定され、その他の会社形態をとる SPE と比較すると、その業務は統制の図られたものとなっているため、その開示する計算書類等は、他の会社形態をとる SPE と比較して信憑性が高く、充分かつ適切な開示を行うと信ずるに足りると考えられる。そのため、TMK であるか否かという点を子会社の判定基準に加えて頂きたい。</p>	
7 項 また書き	<p>「また、本適用指針による注記事項のうち、他に同様の開示が財務諸表において行われている場合には、その旨の記載をもって代えることができる。」とされているが、省略する場合の例示もあわせて記載願いたい。</p> <p>開示対象特別目的会社が有価証券届出書を提出したなどの理由により継続開示会社である場合には、当該開示対象特別目的会社との取引状況、会社概要、会社との間で当期に行った主な取引の金額等の詳細は、有価証券届出書及び有価証券報告書で確認できるため、会社がその連結財務諸表で注記すべき内容は、例えば当該開示対象特別目的会社の会社名、取引内容の概略、及び「詳細は・・・をご参照ください。」程度の記載で足りると考えてよいか。</p>	<p>検討する。</p> <p>7 項また書き記載のとおり、「他に同様の開示が財務諸表において行われている場合」以外では、参照できないと考えられる。</p>
8 項 重要性の基準	<p>本適用指針を適用する場合、早期適用の場合など特に準備期間が少なく、資料収集の制約や関係者との調整などで相当の負担になることが予想されるので、連結財務諸表における重要性とは異なる基準を用いて開示することも許容すべきである。</p> <p>8 項では、「連結の範囲に係る重要性が乏しいものと同程度のものは、重要性が乏しいものとして注記が省略できる。」としており、10 項でも「開示対象特別目的会社を用いることによる企業集団の財政状態及び経営成績の変動が概ね理解できるように、」との表現から、「開示対象特別目的会社を仮に連結対象に含めた場合の財政状態及び経営成績が、現状と比較して重要な変動がないと認められる場合には、注記としての開示の重要性もない」という意味と考えられるが、表現が間接的であるためわかりにくいと考えられる。</p>	<p>時間的な制約で早期適用ができない場合には、通常どおりの開示となる。</p> <p>ご理解の意味でよいと考える。なお、この開示は、未実現利益控除前の数値によるなど、必ずしも仮に連結対象に含めた場合に重要な変動がないと認められるわけではないため、このような表現としている。</p>
9 項 開示対象特	<p>金融機関が業務として顧客資産の流動化等を実施している場合、その業務のために設立している SPE が開示の対象となるか確認したい。</p>	<p>5 項に記載のとおり、SPE の連結については、今後、検討する</p>

審議事項（ 8 ）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
別目的会社の判定について	<p>9 項の図にあるように(2)と(3)の区分が明確に判定しにくい場合もあると思われるため、具体的な個別事例について Q&A 形式による対応を検討いただきたい。(例えば、有限責任中間法人などの議決権を保有しない法人を通して基金を拠出しているようなスキームについても、支配力基準に基づき(3)に該当するものとして扱うことで問題がないのかなど判断が明確に判定しにくいケースがあると思われるため。)</p> <p>「子会社に該当しない(したがって、連結の範囲に含まれない。)ものとしてきた特別目的会社が、開示対象特別目的会社(図の(2))であるのか、又は図の(3)の特別目的会社であるのかが識別されていない場合には、本適用指針の適用にあたり、会社は開示対象特別目的会社(図の(2))であるのかそうではないのかを吟味することが必要となる。」とあるが、「吟味」する際の考え方を明示していただきたい。</p>	<p>こととしており、当面の対応として開示を行うこととしている。この際、9 項記載のとおり、ここではその範囲を具体的に定めていないため、会社において、「具体的な取扱い三」によって出資者等の子会社に該当しないものと推定された SPE (開示対象特別目的会社(図の(2)))なのかを調べる必要がある。</p>
9 項	<p>「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い一」に従って判断した結果、子会社に該当しないと判断される場合には、「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三」に示されるような構造の SPE であっても(3)に該当すると考えるが、当該内容を明示していただきたい。</p>	<p>コメントの考え方は当てはまるものと考えられる</p>
9 項	<p>9 項では、まず実質支配力基準で判定して子会社に該当することを確かめ、次に「出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社」に該当するので結果的に子会社でない、というフローを前提にしているが、実務上は、まず「出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社」に該当するか否かを確認し、該当する場合には実質支配力基準での判定は行わないことも多いと考えられる。かかる状況では、「これまで子会社に該当しないものとしてきた特別目的会社が、開示対象特別目的会社であるのか、又は図の(3)の特別目的会社であるのかが識別されていない場合には、本適用指針の適用にあたり、会社は開示対象特別目的会社であるのかそうでないのかを吟味することが必要」(9 項)となるが、そもそも当該判定の基準が明確でない現状にあっては、開示対象特別目的会社の範囲の判断が恣意的になる恐れがある。このため、本適用指針は、子会社の判断基準の設定と合わせて公表すべきである。</p>	<p>9 項では、そのようなフローは前提としておらず、実務上、開示対象特別目的会社に該当するかの判定を今後行わなくてはならないケースを否定してもいない。また、会社によって開示対象特別目的会社の範囲が異なる可能性があるものとしている。これらは、5 項記載のとおり、SPE の連結について今後、検討することとしているが、当面の対応として、一定の開示を行うこととしているこ</p>

審議事項（ 8 ）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
9 項	<p>開示対象特別目的会社が、「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」の「一 子会社の範囲」において子会社に該当するとされるが、「三 特別目的会社の取扱い」においては子会社に該当しない旨推定するというプロセスの結果、出資者の子会社に該当しないと判断されたものであることを明記すべきと考える。これは、従来、SPE は「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」の三で子会社でないとして判断すれば連結されなかったが、今後開示が行われることを考えると、そもそも開示対象特別目的会社が「一 子会社の範囲」において子会社に該当するかどうかについての検討が必要であるためであり、その点を明記すべきと考えられる。</p>	<p>とによる。</p> <p>9 項では、そのようなプロセスは前提としていないが、実務上、そのようなプロセスを経ることは妨げられない。</p>
適用時期 4 項	<p>周知徹底期間・実務対応準備期間の設定に加え、ベンチャーキャピタルの整理を含めた基準設定を検討することとの足並みをそろえる必要があると思われることから、適用時期について 1 年程度延期することも検討願いたい。</p> <p>3 月決算会社であれば、9 月中間決算から本適用指針が適用になるが、社内の開示対象特別目的会社の範囲の検証および開示にあたっての情報収集態勢の整備に相応の時間を要することから、平成 20 年 3 月期決算からの適用も可能とするなど十分な配慮をお願いしたい。</p>	<p>経過措置として、3 月年度末から行うことを認めるか（ただし、この場合には、理由等を注記する）。</p>
開示例		
すべて	<p>イメージ図の中に、当社がどれに当たるかを明示した方が読みやすいと思われる。また、開示例 5 については、当社と連結子会社が違う業務を行っているので、イメージ図上も当社と連結子会社を分けて図示したほうが分かりやすいと思われる。</p>	<p>検討する。</p>
	<p>3 項の開示項目は妥当なものと考えますが、それを受けた開示例については、あくまで参考とはいえやや詳細すぎると考えられる。関連当事者注記のような定型的な表形式にするなど記載をしぼり見やすくすべきではないかと考える。</p>	<p>検討する。</p>
	<p>開示対象特別目的会社は、財務諸表等規則 8 条 7 項を適用した結果、子会社に該当しないものと推定した SPE であるから、それぞれの開示例について、具体的になぜ財務諸表等規則 8 条 7 項が適用されているかを説明することは、どのような SPE であれば出資者等の子会社に該当しないものと推定するかを判断する上で、実務的に有用であると考えます。したがって、開示例として記載したそれぞれの取引形態に対して、具体的な財務諸表等規則 8 条 7 項の適用上の考え方を示す必要がある。</p>	<p>検討する。</p>
開 示 例	<p>開示例文中、「当社は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。」とある。</p>	<p>なぜ具体的な取扱い三が適用</p>

審議事項（ 8 ）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
1、3～6 （ 2 以外）	このような場合、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三によるまでもなく、子会社には該当しないように思われるので、前提条件を追加してはどうか。	されているかの記載を検討する。
開示例 1	イメージ図中の残存持分について、資産譲渡者から出資者に対して矢印が出ている。この矢印の意味について補足説明を入れてほしい。	劣後部分に対応している。
開示例 1	取引金額の表中の「回収サービス業務」の期末残高として、金額が記載されるのではないか。（注 3）に、回収サービス業務負債が固定負債に計上されている旨の注記があるからである。	修正する。
開示例 4	総合建設会社に建築を発注し、完成した分譲マンション等を譲渡、販売代理契約を締結するのは、開発型の SPE のように読めるので、文章を変更した方がよいと思われる。開発型の特別目的会社を連結に含めるかどうかは、現行の会計基準上明確ではない。そのような状況で、開発型と誤認される開示例を出すと、実務を混乱させる可能性があるからである。	これも流動化型である。なお、なぜ具体的な取扱い三が適用されているかの記載を検討する。
開示例 5	取引金額の表中の「金融手数料」と「その他受取手数料」について、損益計算書の計上区分の脚注をいれてはどうか。（他の開示例では脚注がある。）	計上区分の記載は妨げられないが、必ずしも要しないと考えられる。
開示例 5	<p>金融機関は SPE を利用した多種多様な集団投資スキームに数多く関与していることから、適用指針の解釈の余地が大きいと決算実務上の対応が困難となり、現場での混乱を招きかねないことから、開示例 5 に関し、以下の(ア)～(ウ)に対する開示の考え方を明確にしていきたい。</p> <p>(ア) SPE に対する議決権の保有や人材派遣等により、形式的に子会社の要件を満たしているにも拘らず子会社の範囲に含めなかった場合</p> <p>(イ) SPE に対して譲渡者又は出資者として関与する場合</p> <p>(ウ) SPE に対し上記(ア)(イ)に加えてその他の債権債務取引並びに収益費用取引（開示例にある貸出や事務の代行業務の受託等をイメージ）がある場合</p> <p>なお、上記(ア)又は(イ)が開示対象特別目的会社となる場合には、開示例 5 は当該要件に該当しないことになるため、これを修正するか若しくは削除していただきたい。</p>	<p>9 項記載のとおり、ここではその範囲を具体的に定めていない。これは、5 項記載のとおり、SPE の連結について今後、検討することとしているが、当面の対応として、一定の開示を行うこととしていることによる。</p> <p>なお、なぜこの会社は具体的な取扱い三を適用しているかの記載を検討する。</p>

審議事項（ 8 ）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
開示例 5	<p>「資産を譲渡していない会社」は、信用枠や流動性枠を設定しているだけで、実際の供与額や出資等はないが、開示対象特別目的会社として取り扱う理由が不明なため、説明を入れてほしい。また、イメージ図の信用枠・流動枠の矢印の先は、（出資しているわけではないので）開示対象特別目的会社にするのが適切と思われる。</p> <p>取引金額等として信用枠と流動性枠が記載されているが、当該取引は SPE との取引ではなく、開示対象特別目的会社の発行する証券の所有者(出資者)との取引になると考えられるため、取引金額等として信用枠と流動性枠の記載は削除すべきと考える。</p>	<p>イメージ図を検討するとともに、なぜこの会社は具体的な取扱い三を適用しているかの記載を検討する。</p>
開示例 5	<p>同開示例が草案の想定する開示対象特別目的会社に該当するかどうか不明確あるので、当該事例の削除あるいは変更をすべきと考える。変更する場合には、当信用枠及び流動枠の供与を通じて、開示対象特別目的会社の発行する証券の所有者(出資者)を実質的に支配している事案により検討すべきである。これは、イメージ図の左下に記載されている「資産を譲渡していない会社」が対象であると考えられるが、当該会社は資産を譲渡しておらず、また、特別目的会社に対しても直接の出資を行っていないため、一般に、「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三の出資者等に該当しないと考えられることによる。よって、当該 SPE は、「資産を譲渡していない会社」からみて「出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社」になり得ないことから、適切な例ではないと考える。</p> <p>ただし、当信用枠及び流動枠の供与を通じて、開示対象特別目的会社の発行する証券の所有者(出資者)を実質的に支配し、または、出資者が緊密者等になることから、間接的に SPE の出資者等に該当する場合もありうるがそのようなケースは例外的であると思われるため、そのような意図で実務例を作成している場合にはその旨の記載が必要であると考ええる。</p>	<p>5 項記載のとおり、SPE を利用した取引は複雑化・多様化しており、ここでは当面の対応として、一定の開示を行うこととしている。このため、コメントにおけるただし書きの場合を含めて、幅広く記載例を示している。</p> <p>（なお、開示対象特別目的会社の発行する証券の所有者を支配しているだけでは、支配している場合には該当しないと考えられる。）</p>
開示例 6	<p>開示例 5 と同様に、同開示例が草案の想定する開示対象特別目的会社に該当するかどうか不明確あるので、当該事例の削除あるいは変更をすべきと考える。変更する場合には、開示対象特別目的会社の発行する証券の所有者の支配を通じて間接的に支配している事案を検討すべきである。これは、開示例 5 と同様に、イメージ図の左下に記載されている「資産を譲渡していない会社」が対象と考えられるが、当該会社は資産を譲渡しておらず、また、SPE に対しても直接の出資を行っていないため、「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三の出資者等に該当しえないと考えられる。ただし、開示対象特別目的会社の発行する証券の所有者の支配を通じて、間接的に支配しているケースを想定して事案であれば検討されると考える。</p>	

審議事項（ 8 ）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
開示例 5、6	<p>開示例の6「顧客の資産の流動化」が記載されているが、いわゆる開発型SPCとの区別がつかない。その点が明確になるように記載すべきである。これは、参考として添付されている開示例では、「会社によって開示対象特別目的会社の範囲が異なる可能性がある」としているため、例示されているものが「子会社としなくともよい」といつているわけではないのであろうが、開示例が子会社としなくともよい例と解されるおそれがあることによる。</p> <p>開示例中の5や6は、一般的な投資、営業活動と概ね変わらないものと思われる。コンパジェンスの観点も踏まえ、米国会計基準におけるVIE判定(リスクの過半又は利益の過半を享受する場合に主たる受益者に該当する)に類する判断基準を考慮するなどして、開示該当例を重要且つ特別なものだけに絞るよう開示基準、開示例について再検討願いたい。</p> <p>開示例5及び6は削除すべきである。これは、財務諸表等規則8条7項では、「適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を」、「当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており」、「当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されている」SPEに対しては、当該特別目的会社に対する出資者等の子会社に該当しないと推定すると規定しているのであるから、資産の譲渡人でもなく、また、業種を限定したものと思われるような開示例5及び6は、財務諸表等規則8条7項の適用に当たって必ずしも明確な基準がない実務に対して、更に混乱を与えるのではないかと危惧されるため、削除すべきである。</p>	<p>5項記載のとおり、SPEを利用した取引は複雑化・多様化しており、ここでは当面の対応として、一定の開示を行うこととしている。このため、幅広く記載例を示している。</p> <p>なお、なぜこの会社は具体的な取扱い三を適用しているかの記載を検討する。</p> <p>また、7項記載のとおり、開示例は、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社の範囲について影響を及ぼすものではない</p>
その他	<p>いわゆる不動産開発会社、不動産ファンド運用会社、ベンチャーキャピタルなどのSPE連結については、慎重に検討していただきたい。SPEの監査は重要ですが、情報開示についても慎重に検討していただきたい。一般の事業会社とファンドスキームでの営業を主体としている企業との区分けも大事ではないでしょうか？</p> <p>今回の公表から切り離された投資育成目的で利用するSPE取扱いについても、開示、処理等の整合性の観点から、早急に整理・検討の上考え方を提示していただきたい。また、連結基準そのものの見直しを完了し周知することが最重要であると考えており、本指針についてはあくまで当面の取扱いであることを題目上も明確にしていきたい。</p>	<p>5項記載のとおり、SPEの連結について今後、検討することとしている</p>